

メキシコ 投資ガイド

2017年2月



三井住友銀行
グローバル・アドバイザー一部

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できると思われるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部の引用、複写、転送、開示をされることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

1. 進出手続き	 P.2
1.1 外資規制	 P.2
1.2 投資優遇措置	 P.3
1.3 進出形態	 P.4
1.4 会社設立の流れ	 P.5
2. 税制	 P.7
2.1 概要	 P.7
2.2 所得課税	 P.8
2.3 消費課税	 P.9
2.4 輸出入税	 P.10
2.5 資産課税・給与税	 P.11
2.6 国際課税	 P.12
3. 貿易・為替管理制度	 P.13
4. 金融機関	 P.14
5. インフラ	 P.15
5.1 物流インフラ	 P.15
5.2 電力・通信	 P.16
6. 労働事情	 P.17
6.1 賃金動向	 P.17
6.2 労働法	 P.18

◆ 2013年から2014年にかけてのエネルギー改革により、炭化水素資源の開発や公共発電事業の国家独占が廃止。

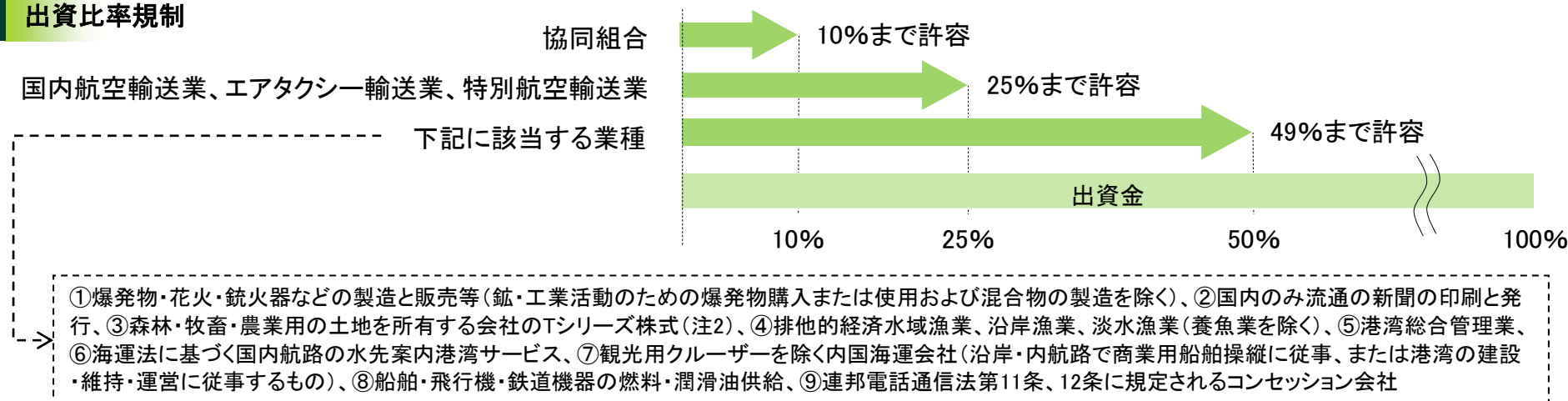
参入業種規制(禁止業種)

参入禁止業種	業種
国家独占業種	①憲法第27条と第28条に定められている石油及び炭化水素の探索と採掘事業、②憲法第27条と第28条に定められている電力計画とその管理と配電事業、③原子力発電事業、④放射線鉱物事業、⑤電報サービス事業、⑥無線電信サービス事業、⑦郵便サービス事業、⑧紙幣発行事業、⑨貨幣鑄造事業、⑩港湾、空港及びヘリポート管理事業、⑪その他適用法が明確に定める事業
メキシコ人独占業種(注1)	①関連法に基づく開発銀行業務、②適用法に明確に示される専門・技術サービス業務、③宅配便を除く国内陸上輸送(旅客、観光、貨物)業務

(出所)外国投資法

(注1)メキシコ人、または会社定款に外国人排除条項を定めるメキシコ法人に留保される業種。

出資比率規制



<外資委員会の承認を要する規制業種(外資49%超出資の場合)>

①曳航、係留、傭船などの港湾サービス、②遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社、③公共飛行場の認可またはコンセッション会社、④幼稚園、小学校、中学校、高校、上級学校の私立学校サービス、⑤法務サービス、⑥公共鉄道サービスの提供と鉄道の建設・操業・管理

(出所)外国投資法

(注2)Tシリーズ株式とは、土地所有会社の株式を意味する。

1.2 進出手続き「投資優遇措置」

Information Only

◆ 加工貿易を促進する制度としてIMMEX、産業分野別の生産を促進する制度としてPROSEC、レグラ・オクターバが存在。

投資優遇措置(加工貿易の促進)

名称	概要・優遇内容	対象	輸出義務	特記事項
IMMEX (輸出製造・マキラー・サービス産業振興プログラム)	- 経済省により認定される一時輸入制度で、関税の優遇、税務事務等の手続きを簡素化。 - 付加価値税の優遇認定については、SAT(国税庁)に申請。	登録は、企業が申請した統括企業、工業、サービス、シェルダー、アウトソーシングの5分野における輸出プログラム(1企業1プログラム)に対して認可。	年間50万ドル以上 または 全生産高の10%以上	NAFTA、EU、EFTA向け輸出品で当該FTA圏以外からの輸入部品には関税免除なし。

投資優遇措置(産業分野別生産の促進)

名称	概要・優遇内容	対象	輸出義務	特記事項
PROSEC (産業分野別生産促進プログラム)	- 在メキシコ生産者向けの部材・機械輸入優遇措置。 - PROSEC指定業種リストの製品(完成品)の生産に必要な原材料・部品、工具類を含む機械・設備の輸入に対して、優遇関税率(0~5%)が適用。	<指定業種リスト:全24部門> 電気、電子、家具、玩具、靴、冶金工業、資本財、写真産業、農業機器、他業種(多様産業)、化学、ゴム・プラスチック、製鉄、薬品・医療機器、輸送機器(ただし、自動車産業を除く)、製紙、木材、革製品、自動車及び自動車部品、繊維・アパレル、チョコレート・菓子、コーヒー、食品産業、肥料	なし	—
レグラ・オクターバ (Regula Octava)	- PROSECの補完制度。 - 優遇関税率(0~5%)が適用。	PROSECの優遇関税の対象外品目で、経済省から特別輸入許可を取得した品目。	なし	—

(出所)ジェトロウェブサイト

◆ 可変資本制度を利用した株式会社を選択することが一般的。

メキシコにおける法人形態

「事業会社法」におけるメキシコ法人の6形態



可変資本制度

概要	資本金の増減(増減資)に会社定款の変更や変更登記の必要がない制度。
使用実態	- ほとんどの進出企業は、株式会社(Sociedad Anonima: S.A.)の一形態である可変資本株式会社(S.A. de C.V.)を採用。 - S.A. de C.V.設立にあたり、最低資本金の定めは存在しない(2012年の法改正により廃止)。 - 増資に関しては、登記の必要はなく、経済省外国投資局への登録のみ。

(出所)ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

1.4 進出手続き「会社設立の流れ」

Information Only

- ◆ 2009年8月より会社設立手続きを一本化したポータルサイトの運用が開始。2日以内の会社設立が可能に。
- ◆ ポータルサイトを利用した手続きは、連邦政府に対するものに限定。州政府・地方自治体への手続きは従来通り。

会社設立手続き

手順	手続き概要
①会社設立・社名使用許可取得	- 優先順位を付けたメキシコ法人の社名候補、資本金、所在地などを記載した申請書を経済省へ提出。 - 会社設立・社名使用許可を取得（所要日数は約1週間。ポータルサイトを利用した場合、2日間）。
②会社設立用代表権授権公正証書作成	④の手続きは、メキシコの公証人の前で会社設立発起人が公証原簿に署名することが必要。 - 発起人がメキシコ非居住者の場合、その代理人に対する会社設立用の代表権授権公正証書を作成。
③会社定款作成、設立発起人総会開催	会社設立発起人総会を開催し、会社名、所在地、事業目的、資本金など基本的事項と会社運営に係る事項を規定した定款を承認。
④会社設立公正証書作成	- 公証人が会社定款、会社設立許可内容、株主の証明などを公証原簿に記載し、発起人または代理人が公証人の前で公証原簿に署名。 - これにより会社設立公正証書が作成され、法律上の会社設立。
⑤商業登記	会社設立後、公証人が会社所在地の商業登記所で会社設立公正証書の登記を実行。
⑥連邦納税者登録	会社設立公正証書作成の後、国税庁で連邦納税者登録番号(RFC)を取得。

<ご参考：可変資本株式会社の資本金払込み方法の例>

最低資本金の定めが存在しないため、少額で設立し、順次実需に応じて増資することが一般的。

資本金口座という概念、規定はない。増資は必ずしもメキシコ国内の銀行に払い込む必要はなく、国外の設立会社名義の銀行口座でも払込みが可能。

（出所）ジェトロウェブサイト、各種報道

進出スケジュールの目安(注)

約24カ月(諸条件によって異なります)

(月)→

	1	2	3	4	5	6	7	13	14	15	16	17	24
事業計画													
事業性評価、投資総額決定													
人事関連決定													
派遣職員のVISA手続き													
進出先・進出形態の決定													
物件情報収集・検討													
現地視察													
物件決定・売買仮契約													
土地売買契約													
企業設立													
本社の取締役会決議													
会社設立手続き(詳細はP.5参照)													
商業登記													
連邦納税者登録													
外資登録													
関連省庁・機関登録													
銀行口座の開設・資本金													
取引金融機関の決定													
取引口座開設													
資本金送金(実需に応じて)													
工場建設													
業者選定・見積り													
発注内示、契約													
環境影響評価													
土地利用・建築許可申請、等													
造成・内外装工事													
試験・検査													
現地社員の採用・研修													
就業規則作成													
労務関係保険													
労働契約書作成													
公募・採用(幹部社員)													
社員研修(幹部社員)													
公募・採用(ワーカー)													
社員研修(ワーカー)													
機械設備搬入													
通関書類作成													
運送業者への依頼													
輸送・搬入・検収													
開業(操業)													
操業許可													
設備の現地調整・試運転													
試験生産・本格操業													

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道を基に作成

(注)製造拠点の場合。進出形態や政治・経済状況などにより異なる。

2.1 税制「概要」

Information Only

- ◆ 税制及び関連施行細則が頻繁に改正されるため、進出企業の事務負担は大きい。2014年より大幅な改正点あり。
- ◆ 2015年は細則も含めて変更なし。

メキシコ租税の概要

	種類	徴収元	税率	特記事項
所得課税 (所得に対する課税)(注1)	法人所得税	連邦政府	30%	2014年以降、30%に引き上げ
	個人所得税	連邦政府	最高35%(累進)	居住者:全世界所得に課税
消費課税 (消費に対する課税)(注2)	付加価値税	連邦政府	16%	食料品、医療費、教育費などは税率0%あるいは非課税
	生産サービス特別税	連邦政府	品目により異なる	特定の財の販売や関連するサービスを行う法人・自然人に対し課税
	不動産取得税	州	州により異なる	2%前後が目安
輸出入税	輸入関連税(注3)	連邦政府	品目により異なる	日本からの輸入は日墨EPA税率適用
資産課税 (資産に対する課税)	地租または固定資産税(注4)	州・自治体	州・自治体により税率が異なる	土地及び建物の評価額に対して課税
その他	従業員給与税(注4)	州	州により異なる	従業員の給与額等に一定の税率を掛け算出される税。雇用主が負担

2017年の税制改正予定

2016年10月、2017年1月1日より施行される税制改正案の議会承認が行われた。改正の対象となるのは、所得税、付加価値税、連邦税の3つの分野。

このうち付加価値税については、これまでは操業前に仮払いした付加価値税の操業前の期間における控除可能性が認められていたが、改正後税制においては、操業開始後、実際に売上が計上されるまでの期間は原則として還付申請や相殺処理が認められなくなる。

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2015-16」、EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2016」、ジェトロウェブサイトを基に作成

(注1) P.8ご参照、(注2) P.9ご参照、(注3) P.10ご参照、(注4) P.11ご参照

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいようお願い致します。

◆ 法人所得税は、2014年以降30%。企業単一税(IETU)は2014年から廃止。

個人への所得課税

種類	課税対象者	税率	課税対象	特記事項
個人所得税	居住者(注1)	1.92～35% (累進課税、年間所得 5,952.84ペソ以下は免税)	全世界から得られる下記所得 ・ 給与所得 ・ 自営業所得及び事業所得 ・ 投資所得 ・ 役員報酬	医療費、住宅ローン利息、特定の寄付金、授業料などについては、所得控除および税額控除が受けられる。
	非居住者	15～30% (累進課税、年間所得 125,900ペソ以下は免税)	下記のメキシコ源泉所得 ・ 給与所得 ・ 自営業所得及び事業所得 ・ 投資所得 ・ 役員報酬	

法人への所得課税

種類	課税対象者	税率	課税対象	特記事項
法人所得税	居住法人(注2)	30% (キャピタルゲインについても30%)	全世界所得(事業所得および資産から得るすべての利益)	メキシコ法人が外国で支払った所得税または支払ったとみなされる外国税額については、税額控除が認められる。
	非居住法人	30% (キャピタルゲインについては、総所得の25%または純所得の35%)	メキシコにおける事業から稼得した利益	

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2015-16」を基に作成

(注1) 居住者の定義は、「メキシコに住居を有する個人」および「メキシコに住居を有していない個人であっても、1) 暦年の個人所得の50%超がメキシコ源泉所得である場合、2) 個人の専門家活動の中心がメキシコ国内である場合」。

(注2) 経営管理の主たる場所がメキシコにある法人はメキシコの居住法人とみなされる。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

◆ 付加価値税の他に生産サービス特別税、不動産取得税などが存在。現金預金税 (IDE) は2014年から廃止。

消費課税

種類		課税対象者	税率	課税対象	特記事項
付加価値税 (IVA)		メキシコにおいて、課税対象取引を行う事業者および個人	- 原則16% - 一部、税率0% ・非課税の物品・サービス有り	各種取引	税率0% (仕入税額控除可能) の例 - 物品の輸出 - 一定のサービスの輸出 - 加工されていない食品と牛乳 - 特許期間中の医薬品 非課税 (仕入税額控除不可) の例 - 書籍、新聞、雑誌 - 居住を目的とした建造物 - 著作者による著作権の譲渡 - 教育 - 旅客の陸上公共交通 - 非居住者のための物品の海上輸送 - 自国及び外国通貨と与信金融商品 (株式を含む)
特定の財・サービスの課税例	生産サービス特別税 (IEPS)	輸出を除く物品またはサービスの供給、および、輸入を行うもの	品目により異なる	- 高カロリー食品 - アルコール、アルコール飲料 - タバコ - ガソリン、軽油 - 通信サービスなど	特定の財の販売や関連するサービスを行う法人等に対して課される間接税 (特別消費税)。
	不動産取得税	売買、贈与、相続等取得形態に係らず不動産を取得した者	州により異なる (2%前後)	取引価額、地籍上の価額、査定市価等のうち一番高いもの	州によっては投資インセンティブとして全額または一部を免税する場合も存在。

(出所) EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2016」およびジェトロウェブサイトを基に作成

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

◆ FTA締結国からの輸入に課される関税は、発効時に即時撤廃または段階的撤廃が実施。

メキシコの輸出入税

項目	
関税体系	・ 一般税率、PROSEC優遇関税、各FTA締結国向け税率、ALADI(ラテンアメリカ統合連合)譲許関税率等の複税制
関税の種類	・ 従価税、特定品目については従量税
課税基準	・ CIF価格
対日輸入適用税率	・ 日本メキシコ経済連携協定(日墨EPA)に基づく特惠関税率(ただし、日墨EPAの原産地規則を満たさないもの、日墨EPAの特定原産地証明書を添付していないものには一般税率が賦課される) ・ 日墨EPAは2011年9月23日調印の改訂議定書によって優遇関税率を含め協定内容が改善
特惠等特別措置	・ メキシコへの輸入に際し、条件(原産地規則等)を満たせば、各FTA締結国向け関税、ALADI特惠関税、PROSEC(産業分野別生産促進プログラム)登録企業適用関税率などの特別税率が適用

(ご参考)米国トランプ新政権誕生の影響

米国のトランプ大統領は米国内の雇用を守るためには諸外国との貿易協定を破棄する必要があるとの考えを示し、就任直後に環太平洋連携協定(TPP)からの離脱に関する大統領令に署名した。これを受け、メキシコのペニャニエト大統領は、他のTPP加盟国と個別に新たな2国間協定について協議してする意向を示している。
また、トランプ大統領はNAFTAが対メキシコ貿易での赤字の原因となっているとして、NAFTAの再交渉を行うとしているほか、不法移民対策としてメキシコとの国境に壁を建設する大統領令への署名も行うなど、地理的接近性や各種通商政策を通じて築いてきた米国との密接な関係が崩れるおそれがある。

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道

(ご参考)ブラジル・アルゼンチン向け自動車輸出無関税枠の設定について

ラテンアメリカ統合連合(ALADI)経済補完協定(ACE)55号付属書 I およびIIの第5次追加議定書について、2015年3月16日にブラジル、アルゼンチンと締結。

締結内容の骨子

1、完成車の無関税上限枠を2019年3月18日まで4年間継続(各年の上限額は、右表の通り)。

2、完成車の原産地比率の40%への引き上げを2019年3月19日まで延期(現状35%、当初は2016年3月19日から引き上げの予定)。

なお、ブラジルとの関係では、2019年3月19日以降、完全自由化の予定。

期間	無関税枠 (総額、億ドル)	
	ブラジル 向け	アルゼン チン向け
2015/3/19～ 2016/3/18	約15.6	約5.8
2016/3/19～ 2017/3/18	約16.1	約5.9
2017/3/19～ 2018/3/18	約16.6	約6.1
2018/3/19～ 2019/3/18	約17.0	約6.4

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

- ◆ 地租または固定資産税は、州・地方自治体により異なる税率。
- ◆ 従業員給与税は州税であり、投資インセンティブとして会社設立から一定期間免税する州も存在。

メキシコの資産課税

種類	課税対象	税率	特記事項
地租または 固定資産税	土地及び建物の評価額	州・地方自治体により異なる	—

メキシコの従業員給与税

種類	課税対象	税率	特記事項
従業員給与税	従業員の給与等の総額	税率は州によって異なる (平均的税率は2%、メキシコシ ティの場合は2.5%)	州によっては、投資インセンティブとして会社設 立から一定期間免除をする場合がある。

(出所)ジェトロウェブサイト

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

◆ 日本とメキシコの間では租税条約が締結されており、二重課税が防止される。

租税条約

- 日本とメキシコの間では、二重課税防止のための租税条約が締結されている。

源泉税

- 配当金、利子、使用料(ロイヤルティ)などメキシコに源泉がある所得の海外送金に対し、源泉税が課される。

	配当金	利子	使用料(ロイヤルティ)
日墨租税条約による日墨間源泉税(注1)	15%(注2)	10～15% (対金融機関の場合は4.9%)	10%

(注1)メキシコ税法と日墨租税条約の有利な方を選択可(例えば、メキシコ税法では、2014年以降稼得利益配当金の源泉税率は10%)

(注2)日本居住者がメキシコ会社の25%超の株式を前年度末以前6カ月超保有している場合:5%、左記の5%になる条件に加え、日本居住法人が株式上場しており、かつ50%超の株式が日本居住者に保有されている場合:0%。ただし、配当に課される源泉税が5%、0%になる扱いには、現状メキシコ側の取り扱いに定まった見解がなく注意を要する。

国際的租税回避行動に対する対応

	概要
移転価格税制	- 移転価格算定方法として、独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益分割法、残余利益分割法、取引単位営業利益法等が認められており、その他の特別な評価が認められる場合もある。 - 一定要件を満たすメキシコの納税者は、移転価格文書化が義務付けられる。
過少資本税制	- 負債資本比率が3:1を超える場合、借入利息の損金算入は認められない。 - 電力セクターは過少資本税制の対象外。

(出所)日墨租税条約、EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2016」、EY「TAX Flash 2014年度税制改革」、ジェトロウェブサイト、各種報道

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。

- ◆ 貿易や為替・資本移動の自由を通じ、外資を積極的に誘致。
- ◆ メキシコ国内で生産活動を行う企業向けには、産業分野別生産促進プログラム(PROSEC)を導入。

貿易・為替管理制度概要

項目		概要
貿易	政策	- 貿易の自由化、企業自由の優先、外資規制緩和、国内市場の開放などによる経済開発政策を採用し、輸出入手続きは簡素化が進展。 - NAFTA加盟時、域内の関税の撤廃とあわせて、以下を実施。 ①輸出を条件とした関税の払い戻し制度を廃止(NAFTA303条) ②それまで認めていたマキラドーラの関税の払い戻し制度を廃止 ③メキシコ国内で生産活動を行う企業向けの産業分野別生産促進プログラム(PROSEC)の導入
	管理	<輸入管理> - 輸入品目規制、輸入地域規制、輸入ライセンス、輸入課徴金など。輸入管理の対象となる輸入は、関連監督省庁の事前輸入許可が必要。 <輸出管理> - 輸出品目規制、輸出数量規制、輸出地域規制、輸出ライセンスなど。輸出管理の対象となる輸出は、関連監督省庁の事前輸出許可が必要となるほか、輸出数量規制対象品の輸出については経済省宛報告を義務付け。
外国為替管理		- 外国為替市場は、憲法、連邦行政組織法、税関法、貿易法、輸出入一般関税法、経済省貿易細則・判断基準省令、その他省庁輸出入規制省令により管理。 <為替相場制度> - 完全変動相場制(1994年12月に移行) <為替管理制度> - 為替取引の管理については、1990年代以降、為替管理規制の緩和と手続の簡素化が進展。資本取引に規制(外資法上の制限)はあるが、全体として自由化が進展。

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道

◆ メキシコの政府系金融機関は、国内産業の発展を促進するべく主要分野ごとに設立。

金融機関

形態		概要
民間金融機関	商業銀行	- 民間商業銀行は、1980年代の銀行国有化と再編、1990年代の銀行再民営化と外資規制緩和による外資参入を経て、2000年以降、外資系銀行を中心に再編が進行。 - 外資系銀行は、現地法人もしくは駐在員事務所による進出が一般的。（駐在員事務所においても貸金の営業等一定の業務が可能）
	限定目的金融会社 および 多目的金融会社	- 限定目的金融会社(Sofoles)は、1994年に登場。モーゲージ・ローン、自動車ローン、農業ローン、中小零細企業向け融資などを実施。 2006年に複数業務を行う多目的金融会社(Sofom)が認められ、特定金融に限定されるSofolesからのシフトが進行。
	貯蓄貸付会社 および 大衆貯蓄信用金融会社	2001年に貯蓄信用金融法の制定により大衆貯蓄信用金融会社と貯蓄貸付会社が発足。会員向け融資や中小零細企業向け融資業務を行い、銀行、Sofoles、Sofomを補完。
政府系金融機関		- 政府系金融機関は、信用機関法及び各機関の規定に準拠し、国家銀行証券委員会(CNBV)の監督下で、メキシコ国家発展計画に即した国内産業の発展促進の役割を担う。 - 金融機関ごとの主たる業務は、下記の通り。 ①メキシコ産業金融公社(NAFIN): 産業・地域振興 ②国立公共事業銀行(BANOBRAS): 公共事業 ③国立貿易銀行(BANCOMEXT): 貿易金融 ④国立軍人銀行(BANEJÉRCITO): 軍人向け融資 ⑤貯蓄金融サービス銀行(BANSEFI): 貯蓄サービス ⑥連邦住宅公社(SHF): 住宅金融
(ご参考)メキシコ中央銀行		- メキシコ中央銀行は、1925年に設立され、メキシコ憲法に基づき業務・管理面共に独立した機関として通貨の安定供給、金融システムの発展促進、決済システムの助成促進などの役割を担う。 - 連邦政府や内外金融機関からの預金受入、信用供与、債券売買、外貨準備金の保管・管理、外国為替の管理を行うほか、金融機関の業務監査権を有し、金融の中核を占める。

(出所)メキシコ中央銀行、各種報道

◆ 国家開発計画(PND)に沿って整備、拡張が進行中。

国家開発計画(PND)とは

カルデロン前大統領が発表した国家経済の競争力を高めるために必要なインフラ建設と拡張計画。PND(2013-2018年)では、ペニャ・ニエト新政権が、2013年から2018年までの予算として、総額4兆ペソ(約3,000億ドル)規模の投資を計画。メキシコの可能性を最大限に発揮することを基本理念とし、5つのテーマ(平和、社会的包摂、教育、経済的繁栄、国際的責任)に関する目標と横断的戦略を定めている。2013年7月には、約1.3兆ペソが道路、鉄道、港湾、空港、通信分野に投入される計画の「交通・通信インフラ投資プログラム」が発表された。

物流インフラ(海上輸送)

形態	現状	方向性
海上輸送	- メキシコの輸出入における重要輸送手段である。 - 今後増加する自動車輸出に向けて、港湾の整備、拡張の必要性が認識されている。	- メキシコと経済連携協定を締結している日本を始め、中国、韓国などアジア諸国との貿易拡大により、PND:2007~2012年では、総額710億ペソを投じ、太平洋岸を中心に5つの港湾の新設と22の既存港の整備を進行。 - 交通・通信インフラ投資プログラム(2013~2018年)では、「国際港のキャパシティー強化、地方港の新設など」を計画。

(出所)ジェトロウェブサイト

主要港湾の貨物取扱量(2015年)

	概要	貨物取扱量 (1,000TEU)(注)
マンサニージョ港(コリマ州)	アジア・太平洋貿易の基地となる同国最大の国際貿易港	2,458
ラサロ・カルデナス港(ミチョアカン州)	アジアからの貨物(特に日本の自動車・部品)の輸入及び鉄鋼の輸出港	1,059
ベラクルス港(ベラクルス州)	穀物輸入や石油・自動車輸出などメキシコの大西洋貨物貿易の基地	932
アルタミラ港(タマウリパス州)	ベラクルス港に次ぐ、大西洋貨物貿易の基地港	647
エンセナダ港(バハ・カリフォルニア州)	ロサンゼルス港、ロングビーチ港からの代替が進展中の国際貿易港	193
プンタ・コロネット新港 (バハ・カリフォルニア州)	開港が予定される複合一貫輸送を行うアジア-北米間貿易の新基地	5,000 (予定)

(出所)AAPA

(注)TEUはコンテナ取扱量を示す単位で、20フィートコンテナ1個分に相当。

- ◆ 豊富な原油・天然ガス資源を背景に火力発電が主力。
- ◆ 携帯電話は国家開発計画(PND)の目標を上回るペースで普及。

電力の概要

	概要
現状・課題	- 豊富な原油・天然ガス資源を背景に、火力発電のウエイトが高い。 - 近年は油田開発が進まず、原油・天然ガスは、埋蔵量・生産量ともに低下傾向にあり、エネルギー源としての原油・天然ガスの開発・生産体制の拡充が喫緊の課題。
方向性	国家インフラプログラム(2014～2018年)では、CFE(電力公社)に対して約6,000億ペソの投資を予定。

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道

メキシコ主要都市の電力料金水準(月額、2016年3月時点)

		メキシコ・シティ	アグアスカリエンテス	イラプアト	モンテレイ
電気料金 (業務用)	基本料	199ペソ (11ドル)	199ペソ (11ドル)	199ペソ (11ドル)	183ペソ (11ドル)
	1kWh あたり	0.77ペソ (0.04ドル)	0.7656ペソ (0.04ドル)	0.7656ペソ (0.04ドル)	0.71ペソ (0.04ドル)

エネルギー改革法の公布

2014年8月11日、連邦政府がエネルギー改革関連法を公布。石油精製や、天然ガスの加工、石油製品の輸送、石油化学品のパイプライン輸送等について、事前承認ないしは許可制により民間企業(外国企業含む)の参入が可能となった。

また、電力部門については、民間企業が発電・売電を行うことが可能となり、国家エネルギー管理センターとの契約を通して送配電事業等にも限定的に参加できることとなった。

通信サービス普及状況

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
固定電話契約者数 (人口100人あたりの契約数)	2,000万契約 (16.8契約)	2,059万契約 (17.0契約)	1,986万契約 (16.2契約)	1,915万契約 (15.5契約)	1,989万契約 (15.9契約)
携帯電話契約者数 (人口100人あたりの契約数)	9,458万契約 (79.2契約)	1億73万契約 (83.4契約)	1億675万契約 (87.3契約)	1億480万契約 (84.7契約)	1億769万契約 (86.0契約)

(出所)国際電気通信連合(ITU)

6.1 労働事情「賃金動向」

Information Only

◆ 2016年、最低賃金について従来の地域別格差がなくなり、全国統一額に変更。

労働環境概要

1週間当たりの労働時間	昼間勤務(午前6時～午後8時):1日8時間以内、週48時間以内 夜間勤務(午後8時～翌朝6時):1日7時間以内、週42時間以内
時間外勤務手当	1週間当たり残業時間が9時間まで:通常勤務の200%、9時間超は300%
有給休暇の日数	勤続期間が1年を経過した従業員:年間6日、勤続期間5年目まで:毎年2日増加、6年目以降:5年ごとに各2日増加
退職金	正当な理由を立証できない解雇の場合、法定退職金の支給 従業員を解雇する場合、雇用主は、「解雇時の賃金3カ月分」と「20日分の賃金×勤続年数」の合計を支給

メキシコの最低賃金(2016年)

最低賃金/日	73.04ペソ
最低賃金の設定主体	政府、民間企業及び労働者により構成される国家最低賃金委員会(CONASAMI)

(出所)国家最低賃金委員会(CONASAMI)

メキシコ主要都市の賃金水準(月額、2016年3月時点)

	メキシコ・シティ	アグアスカリエンテス	イラプアト	モンテレイ
ワーカー (一般工職)	5,597～5,780ペソ (323～334ドル)	4,864～5,813ペソ (281～336ドル)	4,512～7,061ペソ (261～408ドル)	4,977～5,865ペソ (287～339ドル)
エンジニア (中堅技術者)	13,501～26,414ペソ (780～1,525ドル)	11,026～25,863ペソ (637～1,493ドル)	13,430～22,782ペソ (775～1,315ドル)	12,138～24,895ペソ (701～1,437ドル)
中間管理職 (課長クラス)	41,822～68,340ペソ (2,415～3,946ドル)	41,781～59,992ペソ (2,412～3,464ドル)	32,451～50,738ペソ (1,874～2,929ドル)	40,967～67,164ペソ (2,365～3,878ドル)
法定賞与支給額 (クリスマスボーナス)	給与の15日分以上			
社会保険負担率	雇用者	23.94%		
	被雇用者	2.375%		

(出所)ジェトロウェブサイト

- ◆ ストライキは、事前通告の数に比較して、実際に実行されるのは少数。
- ◆ 人材派遣制度に関する規定が定められ、定義が明確化。

現地人雇用義務について

概要	- 労働法第7条で、メキシコ人の雇用義務を規定。 - 全ての企業、事業所において、メキシコ人の雇用比率を9割以上にすることが必須。比率の計算時、役員、支配人等はその母数から外される。
----	--

労働者利益分配金(PTU)について

概要	- 法人所得税上の単年度課税所得に一定の調整を加えた税引き前利益の10%を従業員に分配する制度。 - 分配金の半分は年間労働日数に応じて全ての労働者に、残りは各被雇用者の労働賃金水準に応じて分配される。
----	--

労働組合とストライキについて

	概要
労働組合組成の条件	- メキシコ労働法は、従業員20名以上で労働組合の組成を認めている。 - 雇用主も組合の組成が可能であるが、いずれも労働当局の承認が必要とされる。
労働組合の特徴	- 重要な形態は、企業組合、産業組合、国家組合。 - 労働組合だけが企業の全従業員の雇用条件に関する団体交渉権を有する。
ストライキ	- メキシコ憲法で、労働組合のストライキが認められているが、合法的なストライキは事前通告と労働調停仲裁委員会の承認が必要。 - ストライキは、事前通告の数に比較して、実際に実行されるのは少数である。

PTUと人材派遣会社の関係

	概要
概要	- メキシコで操業する企業では、事業会社に加え1社または複数社の人材派遣会社を設立し、労働者全員を派遣会社に所属させ、PTUの分配原資を一定額に節減するスキームが見られた。 2012年11月30日の労働法改正により、下記のとおり人材派遣会社の満たすべき要件が明確化された。 (1) 職場において同一あるいは総体的に類似した業務全体に適用してはならない。 (2) 職務の専門性により正当化されなければならない。 (3) 契約先企業の労働者と同一または類似の職務であってはならない。 - 職場の労働者の全員を人材派遣会社から調達した場合、契約先企業が雇用主とみなされ、社会保障支払義務だけでなく、PTUの支払義務も事業会社に発生する可能性がある。改正労働法施行後2年以上経過しているが、解釈に不明点も多い。自社の状況を鑑みて人材派遣会社について個別に専門家と検討する必要がある。

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。